

新型コロナウイルスを克服し、東京の未来を創るアイデア募集実施要綱

決定 令和2年5月22日2財主財第51号

改正 令和2年6月3日2財主財第61号

1 実施目的

新型コロナウイルス感染症により浮き彫りとなった社会的課題の解決に向け、東京都（以下「都」という。）単体の取組に限らず、行政、研究機関、民間企業など多様な主体がそれぞれの強みやノウハウを活かしながら協働で取り組むことが重要である。そのため、都民、大学研究者、医療関係者及び企業など、様々な主体から幅広いアイデアを募集し、東京の未来につなげていくための都の政策に反映させることを目的として、「新型コロナウイルスを克服し、東京の未来を創るアイデア募集」を実施する。

2 募集テーマ等

(1) 募集テーマ

多様な主体との協働により社会的課題を解決する手法など、新型コロナウイルスを克服し、東京の未来を創るアイデア

(2) 募集対象から除外するもの

次のアからクまでのいずれかに該当すると認められるものは、対象から除外する。

ア (1)に掲げるテーマに該当しないもの

イ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

ウ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

エ 現金給付を目的とするもの

オ 公序良俗に反するもの

カ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの

キ 都の施策として既に存在していると認められるもの

ク その他、募集対象としてふさわしくないもの

3 提案者

(1) 提案者となることができる者

提案を行う時点において、満18歳以上であり都内に在住、通勤若しくは通学

している個人又は都内に活動拠点を有する法人その他の団体。単独でも複数名のグループでも提案者となることができる。

(2) 提案者から除外する者

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）関係者

4 提案方法

提案者は、アイデア募集を実施するために設けられた専用入力フォームへ入力・送信する方法又は別紙「新型コロナウイルスを克服し、東京の未来を創るアイデア提案様式」に必要な事項を記載した上で、都が指定した宛先へ送付する方法により提案を行う。

5 提案の取扱い

提案内容は、提案の趣旨を踏まえた上で必要に応じて都が修正・変更を行う。また、提案の反映経過や判断などに対する個別の回答は行わない。

6 権利の帰属

本募集において提案されたものに係る権利は、全て都に帰属するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。

新型コロナウイルスを克服し、東京の未来を創るアイデア提案様式

注意事項

※は記入必須項目です

○ 提案者

| | | | |
|--------|--|---------|--|
| ふりがな | | メールアドレス | |
| 氏名・団体名 | | 電話番号 | |
| ※提案資格 | <input type="checkbox"/> 1、東京都内に住んでいる <input type="checkbox"/> 2、都外から都内へ通勤・通学している <input type="checkbox"/> 3、都内に活動拠点を有する法人その他の団体 | | |

※暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団をいう。)関係者に該当しませんか。

該当しません

※実施要綱への同意 同意します

○ 提案内容

※提案名

※提案の概要(最大200字以内)

※提案に当たっての現状・課題・背景(様式自由)

※提案を実施することによる効果(様式自由)

提案の詳細(様式自由)

○ アンケート

このアイデア募集を何で知りましたか(当てはまるものを全て選択してください)

財務局ホームページ
 ツイッターなどのSNS
 その他(具体的に: _____)